

宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）に係る意見について

平成24年11月20日に開催した「第1回宮城県防災会議原子力防災部会」（第1回部会）において、宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案を説明し、当該案をもって関係機関と調整を行うこととしていた。

このため、第1回部会の資料3-4（新旧対照比較表）について関係機関に意見照会を行い、平成24年12月27日付けで意見集約結果及び計画への反映方針について取りまとめた資料を関係機関あて報告している。

その後、追加で提出された意見があったため、これを加えた上で別紙のとおり取りまとめ、反映方針に従って関係機関の意見を資料3-2（宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）修正案）及び資料3-3（同新旧対照表）に反映した。

（平成24年1月4日現在）

関係機関	90	防災会議関係機関(国の出先機関、自衛隊を含む)、 部会関係機関、県内全市町村、消防関係など
回答機関	69	同一機関の複数の部署から回答があった場合も、 1機関と計上
回答内容	適正化	字句等に係る記載の適正化依頼など
	内容の確認	記載内容の意味等についての確認依頼など
	意見	記載内容に係る意見など
	要望	県に対する要望など
	その他	その他
	合 計	188

関係機関からの主な意見は別紙のとおりである。

【適正化】

- 第1章第5節において、行政区名の誤りを訂正して欲しい。
- 第1章第6節において、当機関の「事務又は業務」を防災業務計画等の記載と統一して欲しい。
- 第3章第3節や第4節において、当機関の役割を他の防災計画やマニュアル等と整合するよう適正化して欲しい。
- その他、誤記訂正をすべき。

【内容の確認】

- 漁業無線局は震災の影響で体制が変わると聞いているので確認が必要。
- 用語の使い分け（例えば避難場所と避難所の違い）の意味するところは何か。
- 「～」と記載している理由は何か。
 - (例)・事務局レベルの連絡会議での修正案から表現が変わっている理由は何か。
 - ・住民等の「等」と記載しているのは何故か。
- 「～」はどのように解釈すべきなのか。
 - (例)・行動基準について、運用上の介入レベルとどのように関連しているのか。
 - ・P A Z の避難を優先するとあるが、P A Z 避難の完了とU P Z 避難の開始はどのように関係するのか。

【意 見】

- 「～」と修正されているが、現行の記載のままですべきではないか。
 - (例)・「運転者の義務」は、現行の「運転者のとるべき措置」のままですべき。
- 「～」という記載を設けるのはどうか。
 - (例)・対策拠点施設について、耐震性に加えて耐浪性を加えるのはどうか。
- 震災の経験を踏まえ、「～」という表現を用いるべき。
 - (例)・女性ボランティアの活動中の安全に触れるべき。
 - ・通信の確保が重要であるので、専用回線網の整備・維持について実効的な表現に改めるべき。
- 体制の中に「～」という機関を加えるべき。
 - (例)・派遣連絡員の中に、関係消防本部員を加えるべき。
 - ・指定公共機関に移動通信系の会社を加えるべき。

【要 望】

- 避難場所の確保等について、県の指導・助言・調整をお願いしたい。

【その他】

- 当市（町）が今後地域防災計画で避難者の受入れを盛り込む場合、どのようなことが考えられるのか。

区分	No.	機 門 名	意見等概要（直番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対 応 等	資料3-3
防 災 会 議 幹 事 会	1	東北管区警察局	なし	—	御指摘のとおり修正します	P19
	2	東北財務局	第1章第6節第7項（p.20）における当局の役割を地域防災計画の地震編や津波編と同様に適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P20
	3	東北厚生局	なし※	—	御指摘のとおり修正します	
	4	東北農政局	第1章第6節第7項（p.20）における当局の役割を「緊急食料調達・供給体制整備要綱」に基づき、適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P21
	5	東北森林管理局	なし	—	御指摘のとおり修正します	P22
	6	東北経済産業局	なし	—	御指摘のとおり修正します	P23
	7-1	仙台管区気象台	第1章第6節第7項（p.21）において、仙台管区気象台の業務内容を気象庁防災業務計画と整合させて欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P24
	7-2	"	第2章第9節第5項（4）（p.45）において、仙台管区気象台の業務大綱と整合させて欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P25
	7-3	"	第3章第4節表3-4-2（p.87）の情報班の記載（気象情報の受理伝達）について、仙台管区気象台の業務大綱と整合させさせて欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P26
	7-4	"	第3章第5節第1項（7）（p.103）において、宮城県漁業無線局がH24年度末に解散すると聞いており、変更が必要ではないか。	内容の確認	H25年度以降は福島県無線漁業協同組合による福島県漁業無線局に業務が委託されるため、宮城県漁業無線局（H25年度以降は福島県漁業無線局）と記載を修正します。	P104
	7-5	"	第3章第5節図3-5-1（p.106）において、同様の変更が必要ではないか。	内容の確認	御指摘のとおり修正します	P108
	7-6	"	第3章第6節第1項（5）（p.109）において、気象台への要請事項について、仙台管区気象台の業務大綱と整合させて欲しい。同項目で、情報の提供を無線ファクシミリではなく、宮城県総合防災情報システムによるものと変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P111
	7-7	"	第3章第6節図3-6-2（p.113）において、気象台と災害対策本部の通信を無線FAXではなく、宮城県総合防災情報システムに変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P116
	7-8	"	第3章第7節第1項②及び③（p.118）において、原子力災害対策現地本部ではなく、原子力災害現地対策本部とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P121

区分	No.	機 門 名	意見等概要（直番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対応 等	資料3-3
	8	東北運輸局	なし	—	—	
9-1	第二管区海上保安本部	第2章第24節(3) (p.65)において、「第三管区海上保安本部」となっているところ、「富城海上保安部」に変更して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P67	
9-2	"	同項で「実施するものとする」とあるところ、予防措置の章であることから、「実施するために必要な体制を整備するものとする」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P72	
10	東北総合通信局	第3章第2節第2項(1)④(p.71)「第二管区海上保安本部等の関係する指定地方行政機関」を地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルに併せ、「関係する指定地方行政機関」として欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します		
11	宮城労働局	なし	—	—		
12	東北地方整備局	なし ※原安第165号（平成24年12月27日）後に誤記訂正	—	—		
13	東京航空局仙台空港事務所	なし	—	—		
14	関東東北産業保安監督部	なし	—	—		
15	東北防衛局	第1章第6節第7項(p.21)において、H23に当局が指定地方行政機関として追加されたことから、追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P21	
16	東北地方環境事務所	第1章第6節第7項(p.20)における当局の役割を適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P20	
17	陸上自衛隊	なし※	—	—		
18		なし※	—	—		
19-1	宮城县教育委員会	第2章第13節第2項(p.47)等において、避難所と避難場所をどのように区分しているかが不明。また、地震・津波・風水害編にもこちらに係る記載があるが、原発事故に特有な内容以外に差を設ける必要はないのではないか。	内容の確認	第3章第7節第4項(2)の規定により、避難場所の中から避難所を指定することとなるため、既に指定された後の避難場所に係る記載についても避難所とこれ以外に変更するよう統一します。この記載について、御指摘のとおり差を設ける必要性は無いことを踏まえ、原発事故における記載についても、国が防災基本計画や、内閣府及び消防庁の記載に基づき作成マニュアルに基づき作成した避難場所の準備等について明確にすることとするため、項目を設けています。	P49、P121～P126	
		※原安第165号 (平成24年12月27日)後に追加				

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 内容の確認	対 応 等 当該の記載については、関係市町の地域防災計画（原子力災害対策編）にも記載されることがありますため、異なれば、参考に採用する方を適用して整備等を行います。	資料3-3 P51
20-1	19-2	"	第2章第1節第2項（9）（p.49）等において、地震・津波・風水害等への備蓄等について、市町村が行うべきものと異なる考え方を適用しているという考え方で良いのか。	意見 当該の記載によると、市町村の構成要素に「緊急時安全部門」が設けられており、ヨウ素剤については県がP-2圏内の人口分を確保することなどが関係市町の地域防災計画に掲載されます。	警察本部関係の体制や運用に配慮した記載に修正することとなります。	P55、 P56
20-2	20-2	宮城県警察本部	第2章第15節第2項（4）（p.54）において、「運転者の義務等」という計画等との整合を図るために、「とるべき措置」と修正して欲しい。（5）（p.54）について、修正する必要がないと考える。	意見 当該の記載によると、市町村の構成要素に「緊急時安全部門」が設けられており、ヨウ素剤については県がP-2圏内の人口分を確保することなどが関係市町の地域防災計画に掲載されます。	警察本部関係の体制や運用に配慮した記載に修正することとなります。	P55、 P56
20-3	20-3	"	第3章第2節第2項（1）⑤について、県警察本部から管轄の警察署に直接通報連絡を行うよう修正すべき。また、第3章第2節図3-2-1（p.74）の通報連絡系統をこれに併せて変更して欲しい。	適正化 適正化	御指摘のとおり修正します 御指摘のとおり修正します	P73、 P75
20-4	20-4	"	第3章第4節第5項（1）④（p.95）について、「警察庁及び東北管区警察局の指示・調整に基づき、県公安委員会を通じて」と修正すべき。	適正化 適正化	御指摘のとおり修正します 御指摘のとおり修正します	P96
20-5	20-5	"	第3章第4節図3-4-1（p.100）において、県警察の体制見直しを反映してほしい。	適正化 適正化	御指摘のとおり修正します 御指摘のとおり修正します	P102
20-6	20-6	"	第3章第7節第7項（p.134）で「火災予防」については別項目として欲しい。	適正化 適正化	御指摘のとおり修正します 警察本部関係の体制や運用に配慮した記載に修正することとなります。	P136
20-7	20-7	"	第3章第8節第2項（1）（p.137）で専門家の移動に関する先導については、災害の状況に応じて対応が異なるため、削除して欲しい。	意見 第3章第8節第2項（2）（p.137）の記載について、無線等の活用に変更して欲しい。	意見 警察本部関係の体制や運用に配慮した記載に修正することとなります。	P140
21	21	宮城県出納局	なし	—	—	P140
22-1-1	22-1-1	宮城県総務部	第1章第2節第2項（p.3）において、津波対策編及び地震災害対策編とすべき。	適正化 適正化	御指摘のとおり修正します 御指摘のとおり修正します	P3
22-1-2	22-1-2	"	第1章第6節第6項（p.19）は、第5項と統合すべきではないか。	意見 他の関係機関からいただいたご意見と併せ、御指摘のとおり修正します。	— —	P19
22-1-3	22-1-3	"	第1章第6節第9項（p.22）において、指定地方公共機関に「日本貨物鉄道株式会社東北支社」を加えてはどうか。地震・津波・風水害編にも追加予定。	意見 物資の輸送対策に必要と考えられるため、御指摘のとおり修正します。	— —	P24

区分	No.	機 開 名	意見等概要（直番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対応	資料3-3
22-1-4	"	第2章第6節第3項(2)③(p.34)において、車載局などにあるのか。	内容の確認 車載局については、各県でも保有状況が異なるようですが、今後の整備の可能性も含めて、可搬局等とともに活用することを記載しているものです。	適正化 御指摘のとおり修正します	御指摘のとおり修正します	P35
22-1-5	"	第2章第6節第3項(2)⑥(p.35)において、「図るのとする」は「図るものとする」とすべき。	意見 対策拠点施設については、標高や海岸線からの距離、防水性等を総合に判断すべきとされており、整合するため御指摘のとおり修正します。	適正化 御指摘のとおり修正します	御指摘のとおり修正します	P36
22-1-6	"	第2章第6節第3項(2)⑦(p.35)において、耐震性だけではなく、耐浪性にも言及すべきではないか。	意見 対策拠点施設等については、非常用電源設備についても、非常に整備していきたいと考えています。	適正化 御指摘のとおり修正します	対策拠点施設等については、非常用電源設備についても、非常に整備していきたいと考えています。	P36
22-1-7	"	第2章第6節第3項(2)⑦(p.35)において、整備の具体的な手法はどうなっているか。	内容の確認 対策拠点施設等については、電源確保ができるように整備を設置し、電源確保ができます。	適正化 御指摘のとおり修正します	対策拠点施設等については、電源確保ができます。	P36
22-1-8	"	第2章第7節第1項(p36)において、連絡簿の周知の方法はどうするのか。	内容の確認 現在と同様に、文書により実施することを考えています。	適正化 御指摘のとおり修正します	現在と同様に、文書により実施することを考えています。	P37
22-1-9	"	第2章第7節第4項(2)(p.38)における、「すぐとされている」との記載は主的な表現に変えることとすべきではないか。	内容の確認 原子力災害対策については、国、県、市町村、関係機関が連携して対応するところとなっており、県の地域防災計画（原子力災害対策編）を修正するにあたっては、当該表現で記載しているものであります。	適正化 御指摘のとおり修正します	原子力災害対策については、国、県、市町村、関係機関が連携して対応するところとなっており、県の地域防災計画（原子力災害対策編）を修正するにあたっては、当該表現で記載しているものであります。	P39
22-1-10	"	第2章第7節第8項(p.39)において、広域応援協定等について危機対策課に報告するようにしてほしい。また、原子力災害に関する物資調達について、今後の予定はどうか。	要望 要望	適正化 御指摘のとおり修正します	今後、応援協定等を締結した場合は、報告するようになさりたいと考えています。 また、ヨウ素剤等の物資調達についても、現在UPZ分の確保を行つております。 応援協定により融通可能となつております。	P40
22-1-11	"	第2章第13節第2項(4)、(8)、(9)、第18節(1)、(2)、(p.48、49、58、59)において、「県は」を「県及び関係市町は」とすべき。	内容の確認 適正化 第2項(4)、(8)、(9)について御指摘のとおり修正します。第18節の(1)、(2)については、関係市町と連携する規定となつており、現行のままとさせていただきます。	適正化 御指摘のとおり修正します	第2項(4)、(8)、(9)について御指摘のとおり修正します。第18節の(1)、(2)については、関係市町と連携する規定となつており、現行のままとさせていただきます。	P50、P51、P60
22-1-12	"	第2章第15節第2項(3)(p.54)において、県警察本部を統一しなくてよいか。	内容の確認 記載事項については、県警察本部に確認を行つております。	適正化 御指摘のとおり修正します	本事項についても、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルにより、現行のままとさせていただきます。	P55
22-1-13	"	第2章第22節第1項(1)(p.62)において、市町村を関係市町と表記を統一しなくてよいか。	内容の確認 記載事項については、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルにより、現行のままとさせていただきます。	適正化 御指摘のとおり修正します	本事項についても、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルにより、現行のままとさせていただきます。	P63
22-1-14	"	第3章第22節第2項(1)(p.63)において、市町村を関係市町と表記を統一しなくてよいか。	内容の確認 記載事項についても、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルにより、現行のままとさせていただきます。	適正化 御指摘のとおり修正します	本事項についても、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルにより、現行のままとさせていただきます。	P64
22-1-15	"	第3章第4節第1項(1)③(p.85)において、図3-4-1を資料3-4-1及び2とすべきではないか。	内容の確認 記載事項についても、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルにより、現行のままとさせていただきます。	適正化 御指摘のとおり、このままの記載とさせたいと思います。	本事項についても、内閣府及び消防庁の地域防災計画作成マニュアルにより、現行のままとさせていただきます。	P86
22-1-16	"	第3章第4節第1項(p.86)において、表3-4-1及び表3-4-2を修正すべき。	意見 災害対策本部要綱の見直し結果を反映していきたいと考えています。	適正化 御指摘のとおり修正します	災害対策本部要綱の見直し結果を反映していきたいと考えています。	P87、P88
22-1-17	"	第3章第4節図3-4-1(p.99)において、災害対策本部の分掌事務を見直してあり、修正すべき。	意見 災害対策本部要綱の見直し結果を反映していきたいと考えています。	適正化 御指摘のとおり修正します	災害対策本部要綱の見直し結果を反映していきたいと考えています。	P101

No.	機 開 名	意見等概要（直番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対応 等	資料3-3
22-1-18	"	第3章第4節図3-4-1 (p.99) が資料編と重複するため、削除すべきではないか。	意見	災害対策本部要綱の見直し結果を踏まえ、検討したいと考えております。	P101
22-1-19	"	第3章第4節図3-4-2 (p.100) において、現地本部事務局員に危機対策課が記載されているが、検討して欲しい。	要望	複合災害時ににおいては、当然ながら市町村を含めて、危機対策部門の職員参集等が困難であることが予想されるため、柔軟に対応する必要があると考えています。参考集体制についても、今後の原子力規制委員会等の検討結果を踏まえ、原子力防災事務官と調整して引き続き検討していきたいと考えています。	P102
22-1-20	"	第3章第7節第1項(7) (p.124) において、避難指示等が出された直後に児童・生徒をどこに避難させて、保護者への引き渡しが現実的のではないか。	内容の確認	当該箇所には、保護者への引き渡しも規定されておりますが、原子力災害による保護者が原子力発電所の方向に近づけないケースなども想定した記載となつております。	P126、P127
22-1-21	"	第3章第3節図3-3-1及び3-3-2、第4節表3-4-1 (p.82, 83, 86) において、円滑な対応をを行うため、事務局に原子力安全対策課職員を配置すべきではないか。	意見	警戒配備体制、警戒本部体制については、事務局に原子力安全対策課も含まれております。災害対策本部については、対策拠点施設に設けられます。部に原子力安全対策課が事務局として入ることとなる指定どなつていております。現地対策本部に派遣されるとする指定期間と現地対策本部との連絡調整にあたることになります。	P83、P84、P87
22-2-1	※原安第165号 (平成24年12月 27日) 後に追加	第3章第3節図3-3-1 (p.82) において、消防課に「3 県内消防本部(局)との連絡調整に關すること。」を追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P83
22-2-2	"	第3章第3節図3-3-2 (p.83) において、消防課に「3 県内消防本部(局)との連絡調整に關すること。」を追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P84
22-2-3	"	第3章第4節表3-4-1 (p.87) において、対策調整グループの分掌事務に「3 県内消防本部(局)との連絡調整に關すること。」を追加して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します	P88、P101
22-2-4	"	第3章第9節第2項(1) (p.138) において、県内他市町村長を県内他市町村長等とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P141
22-3-1	"	第3章第3節図3-3-1 (p.82), 図3-3-2 (p.83)、第4節図3-4-1 (p.99)において、「報道機関との調整に關すること」と、「広報に關すること」、「広報対策に關すること」と記載が異なるており、役割が明確でない。	内容の確認	警戒配備段階では、事象の進展が予想され、また、特別警戒設備では住民の防護のための準備を行なうことなどが想定される場合に、報道機関に協力を要請するための準備を行なうことや、特別警戒設備では住民の防護措置の内容やその範囲の変更など、画一的な形で原子力災害の状況に応じた広報を行うこととなるため、表現が異なるものであります。	P83、P84、P101

区分	No.	機 開 名	意見等概要（直番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対 応 等	資料3-3
22-3-2	"	実際の対応を念頭に、錯誤等が発生しないよう役割を明確に記載したマニュアル等を作成すべきではないか。	意見	福島第一原発事故を踏まえ、各緊急事態区分で各防護措置区域が行う情報提供に係る記載の方法も含めて検討していくことを考えておきます。		
23	宮城県震災復興・企画部	各課から以下のとおり回答があつた。	—	御指摘のとおり修正します		P128
23-1-1	"	第3章第7節第1項（10）（p.125）において、主語が「県は」と「被災した県は」という記載があり、統一すべき。 同項の③で要請先に「全国知事会」を加えるべき。	適正化	御指摘のとおり修正します		P152
23-1-2	"	第3章第13節（p.149）において、「災害発生が報道されると」とあるが、報道の有無に関わらず支援の申し出が想定されるため、「災害発生に伴い」と修正すべきではないか。	適正化	御指摘のとおり修正します		P44
23-2-1	"	第2章第8節第5項（p.43）において、「公共情報コモンズを介し」を追加して欲しい。 また、同項で「ワンセグ放送」を「ワンセグ、データ放送」とすべき。	適正化	公共情報コモンズを介さない伝達ケースを想定し、活用する旨を記載することとします。		
24	宮城県環境生活部	以下のとおり。	—	御指摘のとおり修正します		
24-1-1	"	地域防災計画（津波編、地震編）を踏まえ、以下の要点を修正して欲しい。 第2章第13節第2項（1）（p.48）に「男女双方の視点に配慮」することを加える。	意見	御指摘のとおり修正します		P49
24-1-2	"	第3章第7節第1項（10）（p.125）において「男女のニーズ」といふより「女性や子育て家庭の避難生活等」の表記が適切である。	意見	御指摘のとおり修正します		P128
24-1-3	"	第3章第13節第1項（p.149）に「女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように注意喚起を行う旨」とともに、ボランティアに対し注意喚起を追記して欲しい。	意見	御指摘のとおり修正します		P152
24-2-1	"	第2章第2節第1項（1）（p.26）において、関係周辺市町村と関係市町等との表現が混在している。	適正化	原災法の規定に統一致します。		P27
24-2-2	"	第2章第3節（p.27）において、「原子力事業者から」との表現は、文章の接合上「原子力事業者に対して」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します		P28
24-2-3	"	第2章第6節第1項（1）（p.28）において、「次を参考として」は「次に掲げる事項を参考として」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します		P29
24-2-4	"	第2章6節第2項（3）（p.32）において、「周辺測点」は「周辺観測点」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します		P33

区分	No.	機 開 名	意見等概要（直番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 適正化	御指摘のとおり修正します	対 応 等	資料3-3 P35
24-2-5	"	第2章第6節第3項（2）③（p.34）において、「衛星通信」は「衛星通信」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			
24-2-6	"	第2章第6節第3項（2）④（p.34）において、「固定カメラ等による」は「固定カメラ等による」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			P35
24-2-7	"	第2章第6節第3項（2）⑥（p.36）において、「十分な調整を図るのもととする」は「十分な調整を図るのもととする」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			P36
24-2-8	"	第2章第7節第2項（p.36）において、一部の「又は」を「若しくは」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			P37
24-2-9	"	第2章第7節第2項（p.36）において、「指示のための情報伝達方法」は「意志決定者からの指示伝達方法」とすべきではないか。	適正化	御指摘のとおり修正します			P38
24-2-10	"	第2章第7節第3項（p.37）において、「対策拠点施設における災害対策現地本部立上げ準備」を「対策拠点施設における災害対策現地本部立上げ準備」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			P38
24-2-11	"	第2章第9節第2項（p.44）において、モニタリングポストの記載は原子力発電所敷地内に設置されているものであるため、字句を削除すべき。	適正化	現在、県内には多くの形態のモニタリングポストが設置されており、これらも必要に応じて活用する必要があるため、このままの記載と致します。			P45
24-2-12	"	第3章第2節第1項（1）（p.69）において、「又は」を「若しくは」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			P70
24-2-13	"	第3章第2節第2項（1）②（p.71）において、「するものとする」とするものとするされている「する」を「するものとされている」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			P72
24-2-14	"	第3章第4節第1項（2）③（p.90）において、「その他災関係機関」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します			P91

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 内容の確認	対応 等	資料3-3
24-2-15	"	第3章第6節第1項（1）②（p.107）において、県の計画で定義される警戒事象と、県の計画で定義する警戒事象との間にモニタリング体制による緊急時モニタリングを実施する。また、県の計画で定義する警戒事象に至る緊急時モニタリングが実施する。さらに、県の計画で定義する警戒事象に至る緊急時モニタリングが実施する。	県の計画における警戒事象と、県の計画における警戒事象との間にモニタリングを実施する。また、県の計画で定義する警戒事象に至る緊急時モニタリングを実施する。	県の計画における警戒事象と、県の計画における警戒事象との間にモニタリングを実施する。また、県の計画で定義する警戒事象に至る緊急時モニタリングを実施する。	県の計画における警戒事象と、県の計画における警戒事象との間にモニタリングを実施する。また、県の計画で定義する警戒事象に至る緊急時モニタリングを実施する。	P109
24-2-16	"	第3章第6節第1項（1）②（p.107）において、モニタリング結果の連絡においてモニタリング班長報告することと原子力セシナー所長から警戒本部等に報告等への報告については、原子力安全対策課等が実施すべきである。	内容の確認 を行なうことが規定されています。	図3-3-1や図3-3-2において、原子力安全対策課が国等との連絡調整を行なうことが規定されています。	P83、P84、 P109	
24-2-17	"	第3章第6節第1項（5）③（p.109）において、必要に応じての記載場所をモニタリング要員等の前に記載すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P111	
24-2-18	"	第3章第6節第1項（6）④（p.113）において、「従つ行う」を「従つて行う」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P115	
24-2-19	"	第3章第6節第1項（6）図3-6-1及び表3-6-1（p.111～113）においては、資料欄の資料3-6-1と整合させるべき。	適正化	資料編の修正を行つており、これと整合を図ることとなります。	P113～P115	
24-2-20	"	第3章第6節第1項（6）図3-6-2（p.113）において、モニタリングステーションの接続先を環境放射線監視システムに変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P116	
24-2-21	"	第3章第6節第1項（1）②（p.114）について、緊急時モニタリング実施計画と緊急時モニタリング実施要領の順序を入れ替え、要領を上位にもつくるべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P117	
24-2-22	"	第3章第6節第2項（1）②（p.114）について、予測線量との記載を被ばく線量との記載に変更すべき。	適正化	011の導入などを踏まえ、御指摘のとおり修正することとします。	P117	

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対 応 等	資料3-3
24-2-23	"	第3章第6節第2項（2）表3-6-2（p.115）	適正化 にについて、予測線量との記載を被ばく線量との記載に変更すべき。	適正化	O Iしの導入などを踏まえ、御指摘のとおり修正することとします。	P118
24-2-24	"	第3章第6節第2項（2）表3-6-3（p.116）	適正化 について、ヨウ素を放射性ヨウ素との記載に改めるべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P119
24-2-25	"	第3章第7節第1項表3-7-1（p.126）につて、予測線量との記載を被ばく線量との記載に変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P128、P129	
24-2-26	"	第3章第7節第3項（2）（p.131）について、「自力で・避難のできない者」を災害時要援護者とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P133、P134	
24-2-27	"	第3章第7節第8項（1）（p.134）について、飲食物の検査については、国から指示に時間がかかる場合など、独自の判断によりとの記載を追加すべき。	意見	防災基本計画では、県が独自の判断により規制限等を実施する旨が規定されており、御指摘の事項と整合するため、反映致します。	P137	
24-2-28	"	第3章第10節第2項（5）（p.144）において、循環器・呼吸器病センターを宮城県立病院機構循環器・呼吸器病センターと適正化すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P147	
24-2-29	"	第4章第1-1節（p.155）について、放射性物質を放射性物質に、心身の健康を心身の健康相談に訂正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P158	
24-2-30	"	原子センターの体制は被災による影響を受けていいが、今後も引き続き整備等を行っていくため、適宜考慮願う。	その他	考慮の上、必要に応じて計画に反映することとします。		
25-1-1	宮城県保健福祉部	女川原子力発電所に関する原子力災害に係る計画である旨の記載を第1章に記載すべきである。	意見	御指摘のとおり修正します	P2	
25-1-2	"	第3章第1-1節（p.155）において、「健康調査」をより具体的に「内部被ばく線量を検査」とすべき。	意見	御指摘のとおり修正します	P158	
25-2-1	"	厚生労働省作成の災害救助事務取扱要領において、「事故等でその管理者等が存在し、その者により適切な対応が行われ、それにより十分な救助がなされると考えられる場合は、法によることの考え方方が示されたい」との原則として管理者責任であり、災害救助法が適用されないことにはないか。	内容の確認	原子力災害発生後の救助について、原子力事業者が適切に対応し、十分な救助がなされることが必要であるが、福島第一原発事故や、災害救助事務取扱要領に記載されている東、海、福村臨界事故（法による救助が行われた）の事例を踏まえると、原子力災害に關して、管理者責任によらず十分な救助が行われることは必ずしも言えないことから、記載しないこととします。		

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 適正化	対 応 等	資料3-3 P153
25-3-1	"		第3章第13節第2項③（p.150）において、義務金の「使用」とあるところ、「地域防災計画（津波編、地震編）と併せ、「配分」とすべきではないか。		御指摘のとおり修正します	
25-4-1	"		第3章第10節第2項（4）（p.144）において、同項図3-10-2（p.145）においても同様。「休院」を「休止」に変更すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P146
25-4-2	"		第3章第11節第1項（1）（p.146）においても同様。	適正化	御指摘のとおり修正します	P149
26	宮城県経済商工観光部	なし		—		
27	宮城県農林水産部	なし※		—		
28	宮城県土木部	以下のとおり。		—		
28-1	"		第2章第15節第2項（5）（p.54）で「緊急輸送路」を「緊急輸送道路」とすべき。 第2章第15節第2項（2）（p.54）で「道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた道路交通管理体制の整備に」という表現は「道路交通関連設備も含め、緊急時の道路交通管理体制の整備」という表現の方が適切である。	適正化	御指摘のとおり修正します	P55、P56
29	宮城県企業局	なし		—		
30	宮城県市長会	なし※		—		
31	宮城県町村会	なし		—		
32	財団法人宮城県消防協会	なし※		—		
33-1	宮城県消防長会	第1章第5節第1項（2）（p.13）で至米市の行政区について「平杉」を「平形」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P13	
33-2	"	第1章第6節第6項（p.19）において、関係消防本部で互いに連絡調整すべきであるため、「関係消防本部との連絡調整に係ること」を石巻地区広域行政事務組合消防本部以外にも増加すべきではないか。	意見	御指摘のとおり修正します	P19	
34	東日本旅客鉄道株式会社	なし		—		
35-1	東日本電信電話株式会社	第2章第6節第3項（p.33）及び同項（2）⑥（p.35）において移動通信関係の記載があるため、指定公共機関に携帯電話会社等を指定すべきではないか。	意見	御指摘のとおり修正します	P22	

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 適正化	御指摘のとおり修正します	対 応 等	資料3-3 P36
	35-2	"	第2章第6項第3項（2）⑤において「日本電信電話」を「東日本電信電話」に修正して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します		
36	日本銀行	なし		—			
37	東北電力株式会社	なし		—			
38	日本通運株式会社	なし※		—			
39	日本赤十字社	第1章第6節第9項（p.22）における当局の役割を適正化して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します			P22
40	日本放送協会	なし		—			
41	東日本高速道路株式会社	なし※		—			
42	東北放送株式会社	なし		—			
43	株式会社仙台放送	なし※		—			
44	株式会社富城テレビ放送	第1章第6節第10項（p.23）で各社の役割が表の左右でわかりにくいで体裁を修正して欲しい。	適正化	御指摘のとおり修正します			P23
45	株式会社東日本放送	なし		—			
46	株式会社エフエム仙台	なし※		—			
47	社団法人宮城県医師会	なし※		—			
48-1	東北大學サクロラジオイットフセターセンター 長谷川 雅幸 教授	災害時に必要な情報を関係機関に正確かつ迅速に伝える、計画に従つた行動を取つてもらうことには簡単ではない。日ごろからのケーススタディーや実地訓練を欠かさないようにして欲しい。	意見	防災訓練等を通じて、より実効的な対応ができるよう努めて参ります。			
48-2	東北大學サクロラジオイットフセターセンター 長谷川 雅幸 研究教授	これまでの原子力事故では、政府と立地自治体との連絡が円滑に進まなかつた。国から発信される各種情報について、本当に政府機関が迅速かつ正確に県に伝えてくれる状態や体制にあるのか常に確かめておく必要がある。また、省庁間の分担・責任を明確にし、規制委員会の命令で統一的に対応できる体制を求めておく必要がある。	意見	今後も、原子力防災専門官等を通じて、相互に連携できるようにしていきたいと考えています。また、一元的な体制については、現在原子力規制委員会と緊急時モニタリング等の在り方について検討されており、これに県の体制も整合を図って参りたいと考えております。			
48-3	東北大學サクロラジオイットフセターセンター 長谷川 雅幸 研究教授	オフィサイトセンターについて、平常時に災害を想定してどのような役割を持たせるか、訓練を通じて準備しておくる必要がある。	意見	様々な防災対策が大幅に変更となつて参りたいと、オフィサイトセンターの活用について準備して参ります。			
49	東北大學高度イバーション博士人財育成センター	なし		—			
50	東北放射線科学センタ	なし		—			

区分	No.	機 開 名	意見等概要 (質番号は前回部会資料3-4のもの)	意見等分類	内容の確認	意見等分類	内容の確認	意見等分類	内容の確認	意見等分類	内容の確認	意見等分類	内容の確認		
	51-1	女川町	第1章第5節(2) (p.10) 等において、～団地等の表記があるが指定の基準を明確すべきですか。	意見	内容の確認	当該市に確認したところ、公當団地等については元々行政区となつていても、被災により仮設住宅等と同様に人が居住している状況のため加えられたもののがあります。防災対策という観点では現状はこのようないふべきだと考えます。復興等が進むにつれ、削除等適正化したいと考えております。		意見	内容の確認	当該市に確認したところ、公當団地等については元々行政区となつていても、被災により仮設住宅等と同様に人が居住している状況のため加えられたもののがあります。防災対策という観点では現状はこのようないふべきだと考えます。防災対策という観点では現状はこのようないふべきだと考えます。」との表現に改めます。	P8～P14	意見	内容の確認	当該市に確認したところ、公當団地等については元々行政区となつていても、被災により仮設住宅等と同様に人が居住している状況のため加えられたもののがあります。防災対策という観点では現状はこのようないふべきだと考えます。」との表現に改めます。	P35、P36
51-2	"		第2章第6節第3項(1)①及び②において、震災災厄を踏まえると、専用回線網の整備・維持に努めるという表現は実効性のある表現に改めるべき。	意見											
51-3	"		第2章第13節第2項(4) (p.48) において、広域避難となつた場合の避難場所の指定にはだれが行うのか。また、広域避難に係る協定の締結に関する主語は誰か。	意見	内容の確認	第3章第7節第1項(3)に記載されているように、国の原子力災害対策本部が要請に応じて作成することと zwar、他の都道府県もそれを踏まえ、各自治体の圈域を超えるものは各市の協議して決めるところまで避難するところとなりますが、各県の難が広域避難で、他都道府県は県が締結するものが、市町村間で市町村版の計画です。なお、内閣府及び消防庁の市町村マニュアルでは、主語が市町村となっています。	P50、P124	意見	内容の確認	第3章第7節第1項(3)に記載されているように、国の原子力災害対策本部が要請に応じて作成することと zwar、他の都道府県もそれを踏まえ、各自治体の圈域を超えるものは各市の協議して決めるところまで避難するところとなりますが、各県の難が広域避難で、他都道府県は県が締結するものが、市町村間で市町村版の計画です。なお、内閣府及び消防庁の市町村マニュアルでは、主語が市町村となっています。	P50、P124				
51-4	"		第2章第13節第2項(2) (p.48) において、避難誘導用の資機材等の準備は県で行うものではないのか、市町村で行うのであれば財源措置等の国の支援が必要ではないか。	意見	内容の確認	緊急時安全対策交付金により整備できる資機材については、県で準備することはなく、複合災害対応などをするために各市町村でそれぞれの資機材も活用することが想定され、このようないふべきと記載などなっています。	P49、P57	意見	内容の確認	緊急時安全対策交付金により整備できる資機材については、県で準備することはなく、複合災害対応などをするために各市町村でそれぞれの資機材も活用することが想定され、このようないふべきと記載などなっています。	P49、P57				
51-5	"		第2章第16節第1項(p.56)において、救助・救援活動用資機材等の1整備は県で行うものではないのか。市町村で行うのであれば財源措置等の国の支援が必要ではないか。	意見	内容の確認	第16節第1項の関係市町への助言については、広域消防本部があることから、関係市町等と修正致します。		意見	内容の確認	合同対策協議会の構成員や各機能班の班長、事務局長等について、体制表等で示しているとおり、明らかに責任を有するものとなるが、理由は何か。	P49				
51-6	"		第3章第4節第2項(p.92)において、連絡会議で示されたいた案では責任はある判断を行えるものとの記載があつたところ、元に戻しているが、理由は何か。	意見	内容の確認	示す必要が無いと判断したものであります。また、当該箇所の記載は実働部隊である一般職員も含めた派遣について記載されており、整合性を図つたものです。	P49	意見	内容の確認	一時避難ができる施設については、今後原子力規制委員会で検討されることとなつており、検討結果等を踏まえて見直しを行います。	P126				

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 内容の確認	対応 等	資料3-3
51-7	"	第3章第7節表3-7-3 (p.135)について、0-1等の指標などどのように関連しているのか。また、値の妥当性はあるのか。	地域防災計画作成マニュアルでは、飲食物の出荷制限等について、原子力災害対策指針のこととどおり、後者の食品衛生法上の基準値についても規定しています。これらとの基準値等から、放射線防護の基準的な考え方方に基づいています。検討チームでは、指標(0-1-6)について現行の指標値と同様を採用するなど、検討が行われています。	適正化 御指摘のとおりです。 「行うものとする」に修正します。	P157	
51-8	"	第4章第9節 (p.154)において、被災者の生活再建への支援等は復興に向けて重要な課題であることから、「努めるものとする」から実効性のある表現に改めるべき。	第1章第5節①において、Planningが抜けているため修正すべき。	適正化 御指摘のとおり修正します	P8	
52-1	石巻市	第1章第5節(1)及び(2)(p.8~12)において、行政区の認証訂正等を行つて欲しい。	第1章第6節第9項(p.22)において、東北電力(株) (1-1に記載) を(1-2に記載) とすべき。	適正化 御指摘のとおり修正します	P8、 P11~P13	
52-2	"	第2章第6節第3項(2)⑥(p.35)において、「調整を図る」と「調整を図るものとする」と修正すべき。	第2章第7節第3項(1)(p.37)において、特定事象発生を特定事象又は警戒事象と修正すべき。	適正化 御指摘のとおり修正します	P24	
52-3	"	第2章第7節第6項(p.38)において、特定事象発生を特定事象又は警戒事象発生と修正すべき。	第2章第7節第6項(p.39)において、防災関係機関に自衛隊と海上保安庁を追加すべきではないか。	適正化 御指摘のとおり修正します	P36	
52-4	"	第2章第7節第3項(2)⑥(p.35)において、「調整を図る」と「調整を図るものとする」と修正すべき。	警戒事象について、原子力規制委員会初動対応マニュアル等の定義と整合を図たため、第3章第1節で規定する事象について警戒事象等との表現在変更することとし、本項については「特定事象発生の通報を受けた場合等」と修正させていただきます。	適正化 御指摘のとおり修正します	P38、 P40、 P54、 P69	
52-5	"	第2章第7節第3項(1)(p.37)において、特定事象発生を特定事象又は警戒事象と修正すべき。	第2章第7節第7項(p.39)において、緊急時医療を緊急時被ばく医療とすべきではないか。	適正化 第1章第6節第10節との整合から、現行の「国」という記載のと並列するこことは不整合であるとの観点から、現行の「国」という記載のとさせさせていただきます。	P20、 P21、 P40、 P40	
52-6	"	第2章第7節第6項(p.38)において、特定事象発生を特定事象又は警戒事象発生と修正すべき。	第2章第2節第1項(2)(p.63)において、緊急時医療を緊急時被ばく医療とすべきではないか。	適正化 第3章第10節との整合から、現行のままとさせさせていただきます。	P64、 P142	
52-7	"	第2章第7節第7項(p.39)において、防災関係機関に自衛隊と海上保安庁を追加すべきではないか。	第2章第2節第2項(1)(p.63)において、「防災活動の各要素ごと又は各要素を」との表記を「防災活動の要素ごと又は各要素を」とすべき。	適正化 御指摘のとおり修正します	P64	
52-8	"	第2章第2節第1項(2)(p.63)において、緊急時医療を緊急時被ばく医療とすべきではないか。				
52-9	"	第2章第2節第2項(1)(p.63)において、「防災活動の各要素ごと又は各要素を」との表記を「防災活動の要素ごと又は各要素を」とすべき。				

区分	No.	機 開 名	意見等概要（直番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対 応 等	資料3-3
	52-10	"	第3章（p.67）において、災害応急対策を緊急事態応急対策にすべき。	適正化	12月12日に原子力規制委員会で公表された地域防災計画作成マニュアルと整合させ、御指摘のとおり修正します。	P68
	52-11	"	第3章第2節第1項（2）（p.70）において、放射線量を放射線量率とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P71
	52-12	"	第3章第2節第4項（1）②（p.75）において、国（原子力防災専門官を含む）を原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）と修正すべき。	適正化	原子力防災専門官は内閣府に属していること、また、原子力規制委員会以外からの情報を探定し、現行のままとさせていただきます。	P76
	52-13	"	第4章（p.151）において、災害復旧対策を原子力災害中長期対策に変更すべき。	適正化	12月12日に原子力規制委員会で公表された地域防災計画作成マニュアルと整合させ、御指摘のとおり修正します。	P155
	52-14	"	第4章第10節（p.155）において、助勢措置を助成措置と修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P158
	52-15	"	第4章第11節（p.155）において、放射性物質を放射性物質とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P158
	52-16	"	第4章第14節（p.155）において、「心身の健康及び」を「心身の健康相談及び」とすべき。	適正化	12月12日に原子力規制委員会で公表された地域防災計画作成マニュアルと整合させ、御指摘のとおり修正します。	P158
53-1	石巻地区広域行政事務組合消防本部	第3章第4節第2項表3-4-4（p.93）において、消防本部代表者との記載を、関係消防本部の代表者や立地消防本部代表者というように明記した方が良い。	意見	合同対策協議会の構成員等についてには、国のマニュアル等で規定されており、これを踏まえて記載しているものですが、原子力防災事門官によれば、御指摘の事項について特に規定は無い状況となつておらず、合同対策協議会の運用を考慮し、管轄の消防本部全てが入ることには現実的でないため、調整の結果、立地消防本部代表者とすることといたします。今後、オフサイトセンターに係る国マニュアル等の検討が成される中で、見直しが必要な場合は検討を行っていきたいと考えております。		P93
	53-2	"	第3章第4節図3-4-2（p.100）において、消防は本部毎に管轄や命令系統が異なり、地域事情も異なるため、派遣連絡員には関係消防本部員も必須であるが、その旨を明記した方が良い。	意見	御指摘のとおりであり、他の記載と整合を図り「管轄の消防本部員」を追加します。	P102
	53-3	"	第3章第10節表3-10-1（p.139）において、「消防機関から派遣の救急隊員が当たる」とあるが、実運用上「消防機関の救急隊が当たる」とすべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P144

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 内容の確認	対応 等 本計画で規定している業務継続計画については、県の庁舎が使用できなくなつた場合には、第2章第19節や第3章第14節の業務継続計画により退避場所の確保等に対応してもらえるのか。	資料3-3 P60、P153
53-7	"		原子弹災害により庁舎等が使用できなくなつた場合、第2章第19節や第3章第14節の業務継続計画においては、防災関係機関は業務継続性を確保するものと想えられます。			
54	登米市	なし	第1章第5節(2)(p.13)東松島市の欄において、高田・大島・高松・大浜が抜けている。	適正化	御指摘のとおり修正します	P13、P14
55-1	東松島市		第2章と第3章で避難場所と記載されているものは避難所が正しいのではないか。	適正化	第3章第7節第4項(2)の規定により、避難場所の中から避難所を指定することとなります。既に指定された後の避難場所に係る記載に更なる修正です。	P49、P51、P134、P135
55-2	"		第3章第7節第4項(4)(p.132)の記載について、陸上自衛隊や公共交通機関等への協力要請はどういう段階で行うこととなるのか。	内容の確認	原子力災害の規模や進展状況によって、陸上自衛隊の派遣要請を行ふか否かが決まるため、避難等が必要な場合に輸送能力の不足が予測された際行うこととなるものと考えています。	P135
55-3	"		第1章第6節第9項(p.22)において、東北電力(株)の業務又は業務を(11に記載)から(12に記載)に修正	適正化	御指摘のとおり修正します	P24
56	涌谷町	なし	第2章第9節(p.43)において、「緊急時モニタリング」との記載が重複しているので、後に出てくるものを削除すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します	P44
57-1	美里町		第2章第1項(1)(p.62)において、「緊急時モニタリング」との記載が重複しているので、後に出てくるものを削除すべき。	意見	12月12日に原子力規制委員会で公表されたマニュアルで追加されており、加えることとします。	P64
57-2	"		第2章第2節第1項(1)(p.62)において、「緊急時モニタリング」との記載が重複しているので、後に出てくるものを削除すべき。この情報について、は、避難場所等の検討において重要なと想える。			
57-3	"		第3章第2節(p.70~75)において、関係周辺市町への通报が県経由となつてゐるが、原子力防災管理者から直接通报されると聞いている。	内容の確認	国は、事業者への問い合わせが集中し、原子力事業者が行う应急対策に支障がないよう配慮するべきであるとしているため、当該の記載とならないものであります。今後、原子力事業者による修正にあたり、特定事象等について事業者がから直接通报されることとなるが、これまでの間も確実に情報を伝達されるよう、このままの記載とさせていただきます。	P70~P72
57-4	"		第2章第6節第3項(2)①(p.34)において、防災行政無線の活用を図るがあるが、JP2区域内に係る屋内退避時の情報伝達手段として、各世帯に戸別受信機を配備する場合の費用を含めた支援をお願いしたい。	要望	緊急時安全対策交付金で整備することとなる広報資機材や車両を御活用いただきければと考えております。戸別受信機等については同交付金で措置できない見込みです。	P35
57-5	"					

区分	No.	機 間 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	対 応 等	意見等分類	内容の確認	資料3-3
	57-6	"	第2章第7節第8項（1）(p.39)において、隣接県の市町村と協定を希望する場合、県はどうな支援が可能なのか。	資機材等に係る災害時の応援協定については、他都道府県の市町村等同士を含め既にいろいろな形で締結されているが、それが困難である場合などの事情がございましたら御相談いただければと考えております。	資機材等に係る災害時の応援協定については、他都道府県の市町村等同士を含め既にいろいろな形で締結されますが、PAZの隣接県との協定が必要不可欠であるが、それが困難である場合などの事情がございましたら御相談いただければと考えております。	P40	P40
	57-7	"	第2章第13節第1項②(p.47)において、PAZ区域の避難が進まず、UPZ区域の避難が大幅に遅れる可能性を考えられるため、UPZ内の避難も早急に開始できるよう配慮して欲しい。	内容の確認	UPZ区域等の避難開始については、緊急時モニタリングの結果や原子力施設の状態に応じて行わることはなっておりません。この記載は、避難経路などをどのようにするかなどの検討を行なう際、PAZからの避難経路なども念頭に置いていた上です。UPZ等からの避難を計画するという主旨で記載されたものと考えられます。	UPZ区域等の避難開始については、緊急時モニタリングの結果や原子力施設の状態に応じて行わることはなっておりません。この記載は、避難経路などをどのようにするかなどの検討を行なう際、PAZからの避難経路などを念頭に置いていた上です。UPZ等からの避難を計画するという主旨で記載されたものと考えられます。	P48
	57-8	"	第2章第13節第2項（1）(p.48)において、広域一時滞在に係る協定について記載されているが、隣接県等県外避難先の確保をお願いしたい。また、隣接県を予めカップリングするような調整を治願いたい。	要望	避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、検討して参りたいと考えております。	避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、検討して参りたいと考えております。	P49
	58	南三陸町	なし	—	—	—	P49
県内市町村	59-1	仙台市	第1章第5節第1項（2）(p.8)において、関係市町の中に避難先となる市町村を含めるべきではないか。或いは、新たに定義を起用して関係機関の1つに位置付けるべきではないか。このことが福島第一原発事故の教訓ではないのか。	内容の確認	防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域及び緊急時防護措置（原子力災害対策編）では、特に原子力緊急事態の移動対応などに重点を置いて主要な関係機関の活動を規定しておりますが、今後県で実施する避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、特に連携が必要な市町村などを加えることについて検討していきたいと考えております。	防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域及び緊急時防護措置（原子力災害対策編）では、特に原子力緊急事態の移動対応などに重点を置いて主要な関係機関の活動を規定しておりますが、今後県で実施する避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、特に連携が必要な市町村などを加えることについて検討していきたいと考えております。	P8、P16～P18
	59-2	"	第1章第6節（p.16）において、広域避難が必要になる場合など、県内市町村の役割があると思われる。	意見	—	—	—
	59-3	"	第1章第6節第4項（p.18）において、仙台市はじめ県内の各市町村を関係市町に含めるか、新たなカテゴリーを設定すべき。	意見	—	—	—
	59-4	"	第2章第2節第1項（1）(p.26)において、計画案の送付は関係周辺市町のみか。所在市町へはどの段階で送付されるのか。	内容の確認	原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定により、所在市町村長に対しては直接事業者から協議の申し入れが成されることがあります。	原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定により、所在市町村長に対しては直接事業者から協議の申し入れが成されることがあります。	P27
	59-5	"	第2章第2節第1項（1）(p.26)において、県内市町村へも情報提供及び意見照会すべきではないか。	意見	原子力災害対策特別措置法の規定により、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する業者が、今後、原子力規制委員会が原子力規制等が行われるまでの区域について見直し等が行われます。原発事故が発生した場合には、初動段階での対応が重要となります。	原子力災害対策特別措置法の規定により、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する業者が、今後、原子力規制委員会が原子力規制等が行われるまでの区域について見直し等が行われます。原発事故が発生した場合には、初動段階での対応が重要となります。	P27
	59-6	"	第2章第6節第1項（1）(p.28)において、県内市町村へも情報提供すべきではないか。	意見	原子力災害対策特別措置法の規定により、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する業者が、今後、原子力規制委員会が原子力規制等が行われるまでの区域について見直し等が行われます。原発事故が発生した場合には、初動段階での対応が重要となります。	原子力災害対策特別措置法の規定により、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する業者が、今後、原子力規制委員会が原子力規制等が行われるまでの区域について見直し等が行われます。原発事故が発生した場合には、初動段階での対応が重要となります。	P29

区分	No.	機 間 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対応	資料3-3
59-7	"	第2章第6節第1項（6）（p.29）において、災害対策基本法第1条の規定により、断定した表現にすべきではないのか。	意見	防災基本計画の規定と整合させた表現としておりません。同計画の当該箇所は新防災に加わった事項について検討していくことから、実際の運用との整合など、訓練等の結果を踏まえて表現について検討していきたいと考えております。	P30	
59-8	"	第2章第6節第2項（2）（p.30）において、関係市町市をはじめ県内各市町村を含めるか、新たなカテゴリーを設定すべき。	意見	関係市町以外の情報の利用等については、これまでも地域防災計画（原子力災害対策指揮）等を送付しております。	P31	
59-9	"	第2章第6節第3項（p.33）において、関係市町に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるか、新たにアドバイザーを設定して資料等を県内各市町村が共有するようとするべき。	意見	原子力発電所により近い地域について初動段階での対応を迅速に行うことなどについて規定しているものです。	P34～P36	
59-10	"	第2章第7節第7項（p.39）において、防災体制に相互の連携を含め、相互の連携体制に強化に努めるようになります。	意見	原子力災害対策指針等では、原子力発電所により近い地域について初動段階での対応を迅速に行うことなどについて規定しているものです。	P40	
59-11	"	第2章第8節第1項（p.42）において、情報は県内市町村へ提供すべき。情報が無い場合、周辺市町からの避難者に対する対応が困難であつたり、児童や生徒の安全を危惧する保護者の声が多い。	意見	第3章第5節等により情報伝達活動を行なうことなどになりますが、この際、情報の伝達先や伝達方法について規定していいます。	P43、P102～P108	
59-12	"	第2章第8節第1項（p.42）において、住民等、周辺住民等とは誰を指すのか。等には誰が含まれるのか。	内容の確認	「等」には、観光客や入院患者などが該当します。	P43	
59-13	"	第2章第8節第3項（p.42）において、住民相談窓口について関係市町と連携してと改めてるべきではないのか。	意見	原子力規制委員会で今後検討される情報共有の在り方等を踏まえ、検討していくことを考えております。	P43、P44	
59-14	"	第2章第9節第5項（p.45）において、緊急時モニタリングの際の関係機関とはどこを指すのか。県内各市町村との役割分担は想定しないのか。	内容の確認	緊急時モニタリングとは、事故発生等の際に原子力規制委員会を指令塔として、県、国、事業者及び海軍や空軍については海上保安本部、自衛隊等が連携して、防護措置の判断に必要な情報を得ることなどを目的に行なうものであります。	P46	
59-15	"	第2章第9節第6項（p.45）において、SPEEDの情報提供はどうに行われるのか。	内容の確認	SPEEDについては、所管する原子力規制委員会で今後活用の方策等が検討されることとなっており、動向を注視していきたいと考えています。	P47	
59-16	"	第2章第10節（p.46）において、体制整備において県内のすべての市町村を含めるべき。	意見	本項目については、国と県が連携して整備するものと認識しております。	P47	
59-17	"	第2章第12節（p.46）において、相互連携を図る市町村とはどこを指すのか。	内容の確認	各市町村を指すものです。	P48	
59-18	"	第2章第13節第1項（p.47）において、災害対策基本法第4条の規定から、「避難計画作成についての支援」から「同支援及び調整」と改めるべきではないか。	意見	③において調整に係る記載があることから、御指摘のとおり修正します。	P48	

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対 応 等	資料3-3 P48
59-19	"	第2章第13節第1項（p.47）において、関係市町村の定義を明確にして欲しい。その際、県内の全ての市町村が含まれる定義とするべき。	意見	意見	当該箇所は誤記であるため、関係市町との記載に修正します。なお、県内の全ての市町村が含まれることとなるため、御了承願います。	
59-20	"	第2章第13節第2項（p.48）において、関係市町に仙台市をはじめとした各市町村を含めるべき。	意見	意見	避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、検討して参りたいと考えております。	P49
59-21	"	第2章第13節第4項（p.51）において、学校施設の避難計画及び引き渡しに係るルールについて、専門知識を有する機関等からの指導助言が必要だと考える。	意見	意見	避難計画等を策定する上で必要な原子力災害特有の事項については、県で行う各種の広報活動や防災訓練を通じて情報提供することともに、相談等に応じて参りたいと考えております。	P52
59-22	"	第2章第13節第7項（p.52）において、第6節との整合はどうなるのか。このためにも早期から情報提供が必要ではないか。避難先市町村はどう想定するのか。	意見	意見	第6節では、原子力災害発生時の初動対応等に係る情報通信について規定しているもので、所在地情報等に係る規定を行っているとともに、相談等に応じて参りたい。本項では、所在地情報等に係る規定を行っていいくこととなります。	P53
59-23	"	第2章第14節第2項（p.53）において、摂取制限に関する情報提供はどう考えているのか。食品流通を考えれば関係市町にどどまらないのではないか。	意見	意見	第3章第5節その他に情報提供等について規定しております。原子力災害については、規模や進展状況に応じて、避難以外にも防護措置が講じられることがあります。また、規模や進展状況に応じて、原子力発電所により近い地域等に至ることが想定されるものです。	P54、P102～P108
59-24	"	第2章第17節（p.56）において、関係市町に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるべき。	意見	意見	御指摘の箇所が見あたりませんでした。	P57、P58
59-25	"	第2章第20節第1項（1）（p.60）において、関係市町に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるべき。	意見	意見	関係市町については、原子力発電所により近いため、重点的に広報活動等を実施するものですが、これ以外の地域についても、県が実施する各種の広報活動を通じて、知識の普及等を行つて参りたいと考えております。	P61
59-26	"	第3章（p.67～）において、広域避難することの対応が記載されていないのは計画として問題ではないか。特に避難先市町村への情報提供が記載されていないことは改めるべきではないか。	意見	意見	第5節及び第7節においても規定しております。また、第5節（6）に情報提供についても規定しております。	P102～P120～
59-27	"	第3章第2節第1項（1）④（p.70）について、情報連絡を県内市町村に実施すべき。	意見	意見	原子力発電所に近い場所を中心として初動対応を行ふにあたり、関係機関の情報連絡を規定しているものです。情報連絡体制等について、このような体制となっています。	P71、P72、P75
59-28	"	第3章第2節第2項（1）④（p.71）について、情報連絡を県内市町村に実施すべき。関係周辺市町に仙台市をはじめ県内各市町村を含めるべき。	意見	意見	前半部については、同上の理由によるものです。後半部については、御指摘の箇所が見あたりませんでした。	P76
59-29	"	第3章第2節図3-2-1（p.74）について、緊急通報連絡系統図中に県内各市町村含めるべきである。	意見	内容の確認	各市町村を指すものです。	P88
59-30	"	第3章第2節第4項（1）①（p.75）について、県内市町村への情報連絡が規定されていない。関係地方公共団体とはどこを指すのか。	意見	内容の確認	前半部については、同上の理由によるものです。後半部については、御指摘の箇所が見あたりませんでした。	P76
59-31	"	第3章第4節第1項表3-4-2（p.87）について、市町村とはどこを指すのか。	意見	内容の確認	各市町村を指すものです。	P88

区分	No.	機 間 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対 応 等	資料3-3
59-32	"	第3章第4節第2項表3-4-4 (p. 93) について、原子力災害協議会に関係市町の他、広域避難の際の避難先市町村を加えるべきではないのか。	意見	合同対策協議会の構成員等については、国のマニュアル等で規定されており、これを踏まえて記載しているものです。		P93～P95
59-33	"	第3章第4節第5項(3) (p. 95) について、地方公共団体とはどこを指すのか。	内容の確認	都道府県及び市町村を指すものです。		P96
59-34	"	第3章第5節(p. 101)について、被災地の住民や住民とはどの範囲を指すのか。県内市町村か。	内容の確認	第1項(6)などで規定されているとおり、県内市町村等になります。		P102～P108
60	塩竈市	なし				
61	気仙沼市	なし※				
62	白石市	なし				
63	名取市	なし※				
64	角田市	なし				
65	多賀城市	なし				
66-1	岩沼市	第2章第13節第2項(8) (p. 49)において、避難場所となる施設や設備の整備に努めるところがあるが、各自治体の学校施設は小中学校も想定するのか。また、対象の学校施設は岩沼市内の中学校人口は膨大だが、避難場所はU.P.Z外側となるのか。	内容の確認	避難場所における設備等の整備については、複合災害対応を含め、中長期的に取りくんでいくことなどなると考えています。この際、設備等の準備の在り方に区別ではなく、建物の状態（コンクリート建物かどうかなど）で判別していくことが決まります。U.P.Z内の避難には、災害の規模等に応じて対象範囲とするとともに、U.P.Z外の避難場所の確保についても、取り組む必要があると考えています。		P50、P51
66-2	"	同項(9)についても同様。岩沼市の学校等も避難場所として指定される可能性があるのか。	内容の確認	避難時間推計シミュレーションを実施することとなつており、この結果では、避難時間推計シミュレーションを優先して確保すべきか検討していくことになります。		P49
66-3	"	第3章第7節第1項(3) (p. 121)において、広域一時滞在は人口規模からしても予めの事前協議が必要だと考えるが、どこかに規定されているか。災害時要援護者への対応不備等を事前対策等を出来る限りする必要があるに感じじる。	内容の確認	第2章第13節第2項(4)に記載されています。また、災害時要援護者への対応等については、同節の第3項の記載を大幅に変更しております。		P50～P52、P124

区分	No.	機関名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類 内容の確認	対応 等	資料3-3
66-4	"	第3章第8節第2項（1）（p.137）において、万 一の場合は30km圏内の住民が一斉に行動を 取ることとなると思う。これに関する具体的な避難 計画等が記載されていない。	原子力災害対策指針では、原子力災害の規模や状況に応じて防護措置を行なうこ となどには緊急時活動レベルが定められた段階に防護措置を行なう 場合PAZ（5km）内において放射性物質放出前に避難等の状況や緊急 モードとなるとおり、UPZ（30km）においては原子力施設の状況や緊急 モードとなるとタリソング結果を踏まえた範囲において避難や屋内退避等の防護措置を実 施具体的な避難計画等についてもモードごとに避難計画等の結果を踏まえて、市町の計画に反映されていくこととなります。	原子力災害対策指針では、原子力災害の規模や状況に応じて防護措置を行なうこ となどには緊急時活動レベルが定められた段階に防護措置を行なう 場合PAZ（5km）内において放射性物質放出前に避難等の状況や緊急 モードとなるとおり、UPZ（30km）においては原子力施設の状況や緊急 モードとなるとタリソング結果を踏まえた範囲において避難や屋内退避等の防護措置を実 施具体的な避難計画等についてもモードごとに避難計画等の結果を踏まえて、市町の計画に反映されていくこととなります。	P140	
66-5	"	岩沼市の地域防災計画を見直し作業を進めている が、県の原子力災害対策指標との整合を図る必要がある と考えている。どの程度まで対策を記述しておく べきなのか。	その他	改正原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法の規定並びに防災基本計画 及び原子力災害指針に基づき、原子力災害に係る計画に係ります。 今後、避難すべきシミュレーション等の結果から、この地域に避難所を優先 的に確保すべき市町村と考へたいとします。その際、原 発に近い住民の広域避難に係る避難所等の確保について協議させていただくこと などが考えられますので、避難者の受け入れ計画等について検討いただくこ とが考えられます。		
67	栗原市	なし※	—			
68	大崎市	なし	—			
69	廣玉町	なし	—			
70	七ヶ宿町	なし※	—			
71	大河原町	なし※	—			
72	村田町	なし※	—			
73	柴田町	なし※	—			
74	川崎町	なし※	—			
75	丸森町	第4章第4節（p.152）において、隣接県等に立地 する原子力発電所から影響がある場合は、広域的な 連携が必要であり、引き続き原子力災害対策指針の 改訂等の検討を進めて欲しい。	意見	東京電力福島第一原発事故の対応などについてには、原子力規制委員会が引き続 き検討することとなつております。	P155	
76	亘理町	なし※	—			

区分	No.	機 開 名	意見等概要（質番号は前回部会資料3-4のもの）	意見等分類	対応 等
	77	山元町	なし	—	資料3-3
	78	松島町	なし	—	
	79	七ヶ浜町	なし※	—	
	80	利府町	なし	—	
	81	大和町	なし※	—	
	82	大郷町	なし※	—	
	83	富谷町	当町は原子力災害時に避難者の受入れ自治体になることを考えらるが、避難者数や避難所に係る事前に指導・助言等として欲しい。	要望	避難時間推計シミュレーションの結果等を踏まえ、連携して対応していくたいと考へております。
	84	大衡村	第3章第7節第1項(4)(p.122)で「住民等が避難区域等から避難した後にスクリーニング及び除染を行う」とあるが、スクリーニング場所や除染場所は避難所と別の地域に設定するということか。	内容の確認	スクリーニング場所や除染場所を避難所に設置することも考えられます。この場合は、不要な汚染の拡大を防ぐため、当該場所を区画し、避難者の動線を予め決めて対応することとなります。
	85	色麻町	なし	—	P125
	86	加美町	なし※	—	
消防	87-1	登米市消防本部	第1章第5節第1項(2)(p.13)で登米市の行政区分について「平衫」を「平形」に修正すべき。	適正化	御指摘のとおり修正します
	87-2	"	第1章第6節第6項(p.19)において、関係消防本部で互いに連絡調整すべきであるため、「関係消防本部との連絡調整に関すること」を追加すべきではないか。	意見	御指摘のとおり修正します
	88	大崎地域広域行政事務組合消防本部	なし	—	P19
	89	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防	なし	—	
他	90	原子力規制委員会原子力規制事務所	今回の「地域防災計画（原子力災害対策編）」修正後、「地域防災計画（原子力災害対策編）」作成マニュアル」が改正された場合は、必要に応じ見直しを行うこと。	その他	原子力規制委員会等の動向を注視し、対応して参りたいと考えています。

※回答が無かつた機関